

公益財団法人

千里文化財団 定款

公益財団法人千里文化財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人千里文化財団と称し、英文名はTHE SENRI FOUNDATIONとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府吹田市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、文化人類学・民族学等の振興を図るため、関係諸機関と連携しその普及に努める。それらの活動を通して人類の多様な社会や文化に対する市民の理解と教養を培い、地域社会に根ざしつつ、ひろく国際社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 文化人類学・民族学等に関する普及事業
- (2) 国立民族学博物館および各種機関の活動に対する支援および利用促進事業
- (3) 文化に関する各種事業の企画・運営および各地域の文化振興に対する協力事業
- (4) 第1号から第3号にかかわる各種調査・研究の推進事業
- (5) この法人の目的にふさわしい諸活動に対する協力事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国においておこなうものとする。

第3章 資産および会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業をおこなうために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とし、理事会が定めた財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を要する。

(保有する株式)

第6条 この法人は、保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、権利の行使又は権利行使の請求をしてはならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当て増資への申込み
- (4) 株主宛配付書類の受領

2 この法人が、その保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けた上で、評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所および従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第9条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所および従たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員および評議員の名簿
- (3) 役員および評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第11条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金および特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員12名以上19名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

第13条 評議員の選任および解任は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会においておこなう。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員およびその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人および親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のうちいずれか1人およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現

在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事およびその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人の理事または監事もしくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、必要に応じて報酬を支給することができる。

2 評議員には、その職務をおこなうために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員および評議員の報酬ならびに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員のうち、1名を評議員会議長とすることができる。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事および監事の選任および解任

(2) 理事および監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(定時評議員会および臨時評議員会)

第18条 評議員会は、定時評議員会および臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を提出して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 理事長は理事会の決議に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または、評議員の承諾がある場合は電磁的方法により、招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 第16条第2項の議長が不在のとき、評議員会の議長は評議員会において出席評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもっておこなわなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分、除外および担保の提供の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議をおこなわなければならない。役員候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長および会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上7名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を専務理事もしくは常務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事および常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名およびその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として政令に定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)および評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)ならびにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務および権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事および常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行するほか、理事長が欠けたときは、この法人の代表を伴わない業務執行のみ代行する。
- 4 理事長、専務理事および常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は評議員会および理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第32条 役員には、必要に応じて報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務をおこなうために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員および評議員の報酬ならびに費用に関する規程による。

(役員責任の一部免除)

第33条 この法人は、役員一般社団法人および一般財団法人に関する法律第198条において準用される同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第34条 この法人に、任意の機関として顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務をおこなう。
 - (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること
- 3 顧問の任期、選任および解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務をおこなうために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務をおこなう。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事および常務理事の選定および解職

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- 3 前項の事態が生じた場合で、かつ専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が議長の職務を代行する。
- 3 前項の事態が生じた場合で、かつ専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、常務理事が長の職務を代行する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事および監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第28条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務局

(職員および運営)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第9章 会員

(会員)

第44条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条および第13条についても適用する。

(解散)

第46条 この法人は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第202条で定められた事由、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第49条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第50条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(細則)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行なったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、小山修三とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
安保公資 天野直樹 石毛直道 石丸達郎 上田正昭 植田良壽 川上哲郎
栗田靖之 竹口文敏 武田佐知子 時政幸雄 富田謙三 中村 智 鍋谷 剛
野崎光男 松原正毅 森本 勉 山本卓彦
- 5 この定款は、平成25年4月1日から施行する。
この定款は、平成27年3月1日から施行する。
この定款は、令和2年6月23日から施行する。
この定款は、令和3年4月1日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	金額
金融資産	50,000,000 円